

○羽村市弓道場条例

平成16年12月24日条例第30号

改正

平成17年 9 月20日条例第21号

平成19年 3 月 9 日条例第 2 号

令和 2 年 3 月24日条例第 3 号

令和 5 年 9 月29日条例第33号

令和 7 年 6 月19日条例第25号

羽村市弓道場条例

(目的)

第1条 この条例は、市民のスポーツの普及振興を図るため弓道場を設置し、もって市民の健康で文化的な生活の向上に資することを目的とする。

(名称及び位置)

第2条 弓道場の名称は、「羽村市弓道場」（以下「弓道場」という。）とし、東京都羽村市小作台4丁目2番地8に置く。

(事業)

第3条 弓道場は、第1条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 一般の使用に供すること。
- (2) 弓道教室及び競技会等の開催に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、羽村市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認める事業

(管理)

第4条 弓道場は、委員会が管理する。

(開館時間)

第5条 弓道場の開館時間は、午前9時から午後10時までとする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第6条 弓道場の休館日は、次のとおりとする。ただし、委員会は、必要があると認めるときは、臨時に開館し、又は休館することができる。

(1) 月曜日。ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる時は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する休日でない日とする。

(2) 1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

(使用の承認)

第7条 弓道場を使用しようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更し、又は取り消すときも同様とする。

2 委員会は、前項の承認をする際、弓道場の管理上必要な条件を付することができる。

(使用の制限)

第8条 委員会は、弓道場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしないことができる。

(1) 公益を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認めるとき。

(2) 建物又は附属物を損傷するおそれがあると認めるとき。

(3) 管理上支障があると認めるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が使用を不相当と認めるとき。

(使用権の譲渡等の禁止)

第9条 第7条の承認を受けて弓道場を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用者の義務)

第10条 使用者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(使用の条件の変更等)

第11条 委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は承認を取り消すことができる。

(1) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的若しくは使用の条件に違反し、又は係員の指示に従わないとき。

(3) 偽りその他不正な手段により承認を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、委員会が必要と認めるとき。

2 前項の規定により使用の条件を変更し、若しくは使用を停止させ、又は承認を取り消した場合において使用者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(使用料)

第12条 使用者は、市に別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、委員会が後納を認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第13条 委員会は、次の各号に定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は委員会が使用するとき。 免除
- (2) 市内の学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する幼稚園、小学校、中学校若しくは特別支援学校の児童若しくは生徒、市内の児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する保育所の児童又は市内の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する認定こども園の児童が、その施設の教職員等に引率されて使用するとき。 免除
- (3) 市内の社会教育関係団体が、市内の青少年を対象として行う体育、スポーツ及びレクリエーションの事業に使用するとき。 免除
- (4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳を提示する者、療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に規定する療育手帳を提示する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定する精神障害者保健福祉手帳を提示する者及びその者が付添いを必要とする場合で付添い人が使用するとき。 免除
- (5) 前号に掲げる手帳の交付を受けた者で構成する市内の団体が使用するとき。 免除
- (6) 第4号に掲げる手帳の交付を受けた者で構成する市外の団体が使用するとき。 減額 100分の50相当額
- (7) 市内の社会教育関係団体が、市又は委員会の後援を受けて市民を対象に行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。 減額 100分の75相当額
- (8) 市を管轄する官公署又は市内の公共的団体が直接市民（在勤者を含む。）を対象として使用するとき。 減額 100分の50相当額
- (9) 市内の社会教育関係団体の連合組織に所属する団体（当該所属団体にさらに所属する団体は除く。）が、市を代表して上部団体の大会に参加するための練習活動に使用するとき。 減額 100分の50相当額
- (10) 市内の社会教育関係団体が行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした大会に使用するとき。 減額 100分の50相当額

(11) 市内の町内会・自治会又は社会教育関係団体が、自ら行う体育、スポーツ及びレクリエーションを目的とした活動に使用するとき。 減額 100分の25相当額

(12) その他委員会が特に必要があると認めるとき。 必要と認める額を減額又は免除

2 前項の規定による使用料の減額又は免除の取扱いを受けようとする者は、あらかじめ委員会の承認を受けなければならない。

(使用料の返還)

第14条 委員会は、使用者の責めに帰さない事由その他の規則で定める事由により使用の承認を取り消した場合は、規則で定めるところにより、当該使用料の全部又は一部を返還することができる。

(指定管理者による管理)

第15条 委員会は、弓道場の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

(指定管理者が行う業務)

第16条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 弓道場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (2) 弓道場の使用の承認、不承認及び使用承認の取消し等に関する業務
- (3) 弓道場の利用料金（法第244条の2第8項に規定する利用料金をいう。以下同じ。）の収納、減免及び返還に関する業務
- (4) 弓道を通じて市民スポーツの普及振興及び体力づくりの推進のため実施する事業に関する業務
- (5) 前各号に掲げるもののほか、弓道場の運営に関し委員会が必要と認める業務

(指定管理者の指定の申請)

第17条 指定管理者の指定を受けようとする者は、規則で定める申請書に次に掲げる書面を添えて、当該指定について委員会に申請しなければならない。

- (1) 弓道場の事業計画書（以下「事業計画書」という。）
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員会が特に必要なものとして規則で定める書面

(指定管理者の候補者の選定)

第18条 委員会は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準のいずれにも適合するもののうちから指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 事業計画が、弓道場の設置目的に即した適切なものであること。

- (2) 効果的かつ効率的な管理運営を実施できること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的及び人的能力を有すること。
- (4) 弓道場の設置目的に従い、市民の平等使用が確保されること。
- (5) 施設の効用を最大限発揮させることができるものであること。
- (6) 管理経費の縮減が図られるものであること。
- (7) 市民の健康の増進及び体力づくりの推進を図るために必要な能力及び実績を有すること。

2 委員会は、前項の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、あらかじめ羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会条例（平成16年条例第28号）に規定する羽村市公の施設指定管理者候補者選定審査会の意見を聴かなければならない。

（選定の結果の通知）

第19条 委員会は、前条第1項の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を第17条の規定による申請をした者に通知しなければならない。

（指定）

第19条の2 委員会は、第18条第1項の規定により指定管理者の候補者を選定したときは、当該候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者に指定するものとする。

（公告）

第20条 委員会は、前条の規定により指定管理者を指定したときは、速やかにその旨を公告するものとする。第25条第1項の規定により指定を取り消したときも同様とする。

（協定の締結）

第21条 委員会は、第19条の2の規定により指定管理者を指定したときは、弓道場の管理に関し、次に掲げる事項について当該指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 事業計画書に関する事項
- (2) 利用料金に関する事項
- (3) 経費に関する事項
- (4) 管理業務を行うにあたって指定管理者が収集し、保管し、又は利用する個人情報の保護に関する事項
- (5) 法第244条の2第7項の事業報告書（以下「事業報告書」という。）に関する事項
- (6) 第25条第1項の規定による指定の取消し及び管理業務の停止の命令に関する事項
- (7) 弓道場の管理上生じた損害の賠償責任に関する事項

(8) その他委員会が必要と認める事項

(利用料金の収入)

第22条 指定管理者が管理する弓道場の利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。この場合において、第12条の規定は適用しない。

2 利用料金は、別表に掲げる使用料の額の範囲内において、指定管理者が委員会の承認を得て定めるものとする。

3 使用者は、指定管理者に前項の利用料金を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認めるときは、この限りでない。

(事業報告書の作成及び提出)

第23条 指定管理者は、事業報告書を毎年度終了後30日以内に委員会に提出しなければならない。

ただし、指定管理者が年度の途中において第25条第1項の規定により指定管理者の指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に、当該年度の管理業務を開始した日から当該取り消された日までの間の事業報告書を、委員会に提出しなければならない。

2 事業報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 当該年度の管理業務の実施状況

(2) 当該年度の施設等の使用状況

(3) 当該年度の利用料金の収入の実績

(4) 当該年度の管理経費の収支状況

(5) 前各号に定めるもののほか、指定管理者による管理の状況を把握するため委員会が必要と認める事項

(管理業務等の報告の聴取等)

第24条 委員会は、弓道場の管理の適正を期するため、指定管理者に対し当該管理業務又は当該管理業務に係る経理の状況に関し、定期若しくは臨時に報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示を行うことができる。

(指定の取消し等)

第25条 委員会は、指定管理者が前条の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、市はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第26条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、直ちに弓道場の施設又は設備を原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

2 使用者は、弓道場の使用を終了したとき又は使用の承認を取り消され、若しくは使用を停止せられたときは、直ちに使用した施設等を原状に回復しなければならない。ただし、委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第27条 指定管理者又は使用者は、その責めに帰すべき事由により、施設等を破損し、汚損し、又は滅失したときは、委員会が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、委員会が特別の事情があると認めるときは、当該賠償の額を減額し、又は免除することができる。

(守秘義務)

第28条 指定管理者及び弓道場の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、弓道場の管理上知り得た秘密を他人に漏らし、又は自己の利益のために使用し、若しくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者が職務を退いた後も同様とする。

(準用規定)

第29条 第5条から第8条まで、第11条、第13条、第14条及び第26条第2項の規定は、第15条の規定により指定管理者が管理を行う場合について準用する。この場合において、第5条及び第6条中「委員会は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、委員会の承認を得て」と、第7条、第8条及び第11条第1項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第11条第2項中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、第13条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第1項各号列記以外の部分中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「委員会」とあるのは「指定管理者」と、第14条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「委員会」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第26条第2項中「委員会」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか弓道場の管理及び運営に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第15条に規定する指定管理者の指定に関し必要な行為は、この条例の施行前においても、第17条から第21条までの規定の例により行うことができる。

付 則 (平成17年条例第21号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年10月1日から施行する。

付 則 (平成19年条例第2号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (令和2年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、令和2年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

12 第11条の規定による改正後の羽村市弓道場条例別表の規定は、施行日以後に羽村市弓道場条例第7条の規定による使用の承認を受けた者について適用し、施行日前に同条の規定による使用の承認を受けた者については、なお従前の例による。

付 則 (令和5年9月29日条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (令和7年6月19日条例第25号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第12条、第22条関係）

使用料

施設区分	使用区分	貸切使用				個人使用	
		午前 (午前9時 ～正午)	午後 (午後1時 ～午後5 時)	夜間 (午後6時 ～午後10 時)	全日	小学5年生～ 中学3年生 1回	大人 1回
弓道場	全面	2,040円	2,240円	2,440円	6,720円	3時間以内 100円	3時間以内 310円
会議室		510円	610円	710円	1,830円		

- 1 使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとする。
- 2 使用料を減額した場合、10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 使用時間の延長は、管理上支障がない場合に限り承認し、1時間（1時間に満たない場合は、これを1時間とする。）につき、使用を承認した使用区分に係る使用料の1時間相当額を追徴する。この場合において、当該1時間相当額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 午前と午後又は午後と夜間を引き続き使用する場合の中間時間については、使用料を徴収しない。
- 5 使用者が入場料の類（入場料、会費、賛助費、寄付金等いずれの名義とするかを問わず、施設に入場する者から領収すべきその入場の対価をいう。）を徴収する場合の使用料は、規定使用料の3倍の額とする。ただし、市内の社会教育関係団体が、参加費を徴収して行うスポーツ教室、各種スポーツ大会等の参加費はこの限りでない。
- 6 市内に在住又は在勤する者（以下「在住在勤者」という。）以外の者の使用料は、この表に掲げる額に100分の50を乗じた額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を加算した額とする。
- 7 前項の規定は、貸切使用において施設を使用する団体の構成人員の半数以上が、在住在勤者以外の者で占められている場合の使用料について、これを準用する。